

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第144号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年10月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県に提出した免税軽油使用者証受付申請書及び免税証交付申請書に関する関係する（法人に関する〇〇市内）書類 期間（H30年～現在まで）申請書 地域創生部〇〇」（公文書公開請求書の備考欄には、「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求。その他の添付書類は除く。」との追記がなされている。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年12月25日、実施機関は、本件請求に対し、別表に掲げる公文書を特定し、それぞれ別表に掲げる非公開部分が条例第8条第1号又は第2号に該当するとし、これらの部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年12月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月3日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（企業名等は以前公開）したのに一覧表がないので全部ないので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

1 本件処分の内容について

実施機関は、本件請求の「県に提出した免税軽油使用者証受付申請書及び免税証交付申請書に関する関係する（法人に関する〇〇市内）書類、期間（H30年～現在まで）申請書」、備考欄の「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求、その他の添付書類は除く」から公文書を特定した。

なお、備考欄は、公文書公開請求書受付時に、受付をした職員が請求内容を特定するため、審査請求人に確認しながら追記したものである。

当該公文書のうち、「漁船以外の船舶」、「農業等」及び「木材加工業」以外の業種については、件数が少なく、名称、所在地等を非公開としても他の情報と突合するなどして、法人を相当程度特定ないし推測される可能性がある。今回の非公開情報は、財務管理や財産等の内部管理に関する情報や取引先の名称などであるので、これを公にすると事業者の事業活動が害されるおそれがあるとともに自律性への不当な侵害となるおそれもあることから、当該公文書については非公開決定を行った。また、当該非公開決定した公文書を除く公文書には「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる記録」及び「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある記録」の非公開情報が含まれることから、条例第9条第1項の規定により、当該非公開情報を除いた部分を公開することとし、条例第12条第1項の規定により、本件決定を行ったものである。

2 本件処分理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「県は、あるべき書類（企業名等は以前公開）したのに一覧表がないので全部ないので出せ」と、追加の公開を求めている。

「あるべき書類（企業名等は以前公開）」及び「一覧表」については、いずれも令和元年6月7日付けで公文書部分公開決定を行い、同年6月14日に公開した公文書の一つである「免税証交付一覧表」を指すものと推測されるものの、本件公文書については、審査請求人が「公文書公開請求書」の備考欄に「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求、その他の添付書類は除く」と記載していたことから、実施機関は当該「免税証交付一覧表」を含む、その他の添付書類は公開請求対象外と判断したものである。

また、「あるべき書類（企業名等は以前公開）」が「免税証交付一覧表」以外の書類を指すものであったとしても、「免税軽油使用者証交付申請書」又は「免税証交付申請書」に関する書類に限られることから、特定した公文書以外には存在しない。

以上のとおり、本件処分は、条例に従って適切に行われており、追加して公開すべきものはない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年10月3日	諮問
令和7年1月28日 第1部会（第19回）	審議
同年 2月17日 第1部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、別表に掲げる公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、「あるべき書類（企業名等は以前公開）したのに一覧表がない」と主張している。

本件請求では、本件請求に係る公文書公開請求書の備考欄に「法人印を押印した申請書及び機械の型式がわかる書類の請求と立案用紙の請求、その他の添付書類は除く。」との記載がある。この備考欄の記載は審査請求人自ら行ったものではないが、審査請求人の意思に基づき行われたものと認められるから、本件請求に係る公文書を別表に掲げる公文書と特定し、備考欄記載の公文書を含めなかったとの実施機関の説明に不合理な点はなく、実施機関の行った公文書の特定は妥当なものである。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

本件事案で問題となる条例第8条第1号及び第2号の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨を規定している。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

3 実施機関が非公開とした部分の条例第8条第1号及び第2号の該当性について

審査請求人は、本件公文書について、実施機関が非公開とした部分を公開すべきと主張していることから、当該非公開とした部分が、条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

実施機関は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及び印影を非公開としている。社会通念上、これらの情報は、それだけで特定の個人を識別することができ、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第8条第1号に該当するものと認められる。

また、実施機関は、本件公文書のうち、事業者に関する情報として屋号、業種、件数、数量（リットル）、法人の名称及び所在地、法人の代表者氏名及び印影、電話番号、使用者証番号、免税証番号、船名、船舶検査済票の番号、製造番号、船体識別番号、予備検査番号、用途、製造者型式、フレームNo、車体番号、車体打刻No、顧客コード、標章No並びにお問い合わせ番号（業種、件数及び数量（リットル）については、漁船以外の船舶、農業等及び木材加工業以外の業種に係るものに限る。）を非公開としている。これらは、事業者の財産のほか、軽油の使用状況や取引先等の事業者の競争の分野としてとらえられる情報又は内部管理に関する情報と言えるから、これらの情報を公にすることにより、事業者の事業活動が害され、又は自律性への不当な侵害となるおそれがあるとの実施機関の説明は十分に首肯でき、これらの情報は条

例第8条第2号に該当するものと認められる。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別表

公文書の件名	非公開部分	非公開の理由
免税軽油使用者証及び免税証の交付について（法人印を押印した申請書、機械の型式がわかる書類、及び立案用紙に限る。）	個人に関する情報 （氏名、住所、屋号、印影）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため （条例第8条第1号に該当）
	法人に関する情報 （業種、件数、数量（リットル）、名称、所在地、代表者名、印影、電話番号、使用者証番号、免税証番号、船名、船舶検査済票の番号、製造番号、船体識別番号、予備検査番号、用途、製造者型式、フレームNo、車体番号、車体打刻No、顧客コード、標章No、お問い合わせ番号）	法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため （条例第8条第2号に該当）